

大蔵委員会議録 第三号

昭和三十三年十二月十四日(土曜日)

午後零時八分開議

出席委員

委員長 山中 貞則君

理事 白井 莊一君 理事 原田 憲君

理事 藤井 勝志君 理事 坊 秀男君

理事 吉田 重延君 理事 有馬 輝武君

理事 平岡忠次郎君 理事 堀 昌雄君

伊東 正義君 岩動 道行君

大泉 寛三君 奥野 誠亮君

押谷 富三君 木村 剛輔君

木村武千代君 小山 省二君

砂田 重民君 田澤 吉郎君

濱田 幸雄君 福田 繁芳君

藤枝 泉介君 渡辺美智雄君

岡 良一君 金丸 徳重君

神近 市子君 武藤 山治君

春日 一幸君 竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵大臣 田中 角榮君

農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

大蔵事務次官 細額 彌三君

大蔵事務官 相沢 英之君

(主計局法規課長)

大蔵事務官 泉 美之松君

(主計局長)

農林事務官 松岡 亮君

(農林經濟局長)

農林事務官 酒折 武弘君

(國芸局長)

食糧庁長官 斎藤 誠君

委員外の出席者

専門 員 拔井 光三君

委員岡良一君辭任につき、その補欠として石田有全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員石田有全君辭任につき、その補欠として岡良一君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十三日

戦時召集日本赤十字社元看護看護婦の國家公務員共済組合法等適用に関する請願(小川半次君紹介)(第二号)

再就職公務員に対する國家公務員等退職手当法の特例制定に関する請願(二宮武夫君紹介)(第四号)

外地引揚公務員に対する國家公務員等退職手当法の改正に関する請願(二宮武夫君紹介)(第五号)

たばこ販賣手数料の引き上げに関する請願(八田貞義君紹介)(第六号)

同(田中榮一君紹介)(第二〇号)

同(濱田幸雄君紹介)(第二二一號)

医療法人の課税是正に関する請願(毛利松平君紹介)(第七号)

労育、労働に対する不当課税の取消し及び調査中止に関する請願外一件(松井誠君紹介)(第八号)

輸入生鮮果実類の簡易通關制度適用促進に関する請願(金子一平君紹介)(第九号)

同(湯山勇君紹介)(第六五号)

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催しものに対する入場税撤廃等に関する請願(勝間田清一君紹介)(第三三三號)

同(平岡忠次郎君紹介)(第三四四號)

同(野原覺君紹介)(第三五五號)
同外二件(井岡大治君紹介)(第六六号)
同(久保田鶴松君紹介)(第六七号)
同(島上善五郎君紹介)(第六八号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

農業共済再保險特別會計の歳入不足をうめるための一般會計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第七号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

砂糖消費税法を廢止する法律案(有馬輝武君外八名提出、衆法第三号)

○山中委員長 これより會議を開きます。

この際、大蔵大臣より發言を求められております。これを許します。田中大蔵大臣。

○田中國務大臣 一言、あいさつを申し上げます。

總選舉の結果成立しました第三次池田内閣に、不肖引き続きまして大蔵大臣を拝命いたしました。当委員会におきましては、いままでもたいへんお世話になり、また将来もたいへんお世話になります。どうか今後とも、私ども政府委員も誠意を持って説明に当たりたいと思っております。どうぞ旧に倍して御支援、御教導のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○山中委員長 農業共済再保險特別會計の歳入不足をうめるための一般會計からの繰入金に関する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案及び砂糖消費税法を廢止する法律案の三案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 昨日来この砂糖消費税の問題についてはだいぶ論議をしましてまいりましたけれども、きわめて政治的な問題が残っておりますので、きょうは大蔵大臣、農林大臣の御出席をいたして政府としての今後の方針を明らかにしていただきたい、こう考えるわけであります。

私も、いま社会党から議員立法といたしまして砂糖消費税二十一円を撤廃する法案を提案いたしておるわけであります。御承知のように現在非常に砂糖は高くなりまして、これまででも日本の砂糖の価格は世界で最も高い、こういうことになっていたわけでありますけれども、最近の原糖の値上がりに伴いまして異常な高騰を示しておりますことについては、両大臣ともすでに御承知のとおりだと思っております。

そこで現在政府が提案をされております砂糖消費税五円の値下げということは、大体小売り価格が百九十円もするときに、一体五円だけ下げることではどうかというところは、これは私はわれわれがここで議論をする問題ではなくて、国民がはだでじかに感じておる問題だろと思うのです。政府が

せつかく砂糖消費税を減税するというのであるならば、私は少なくとも最低十円、望むらくは全廢というような形をとることが国民の物価高に苦しんでおる現状に対して誠意ある態度であると考えられるわけでありますけれども、残念ながら政府のほうは五円しか減税をしないという提案をいたしております。この問題を昨日いろいろと論議をいたしてまいりますと、結論としてこういう結果が出てくるわけであります。現在鹿児島県においてつくられております甘蔗からつくられる黒糖を原料として精製糖がつくられておりました、これは三温と称しておるようでありましたが、大体二、三万トン程度しかつくられておりません。ところがこの黒糖を原料といたしますと、海外の輸入原料に比べて高くついておりますために、現在では十六円という税制上のメリットが与えられておる。これが今度は原糖段階で五円減税をすることによって、何方五円ずつ減税をするというところで、メリットは依然として一ぱいのところから十五円というところに落ちつく、これ以上は、そのわずかに二万トンから三万トンの黒糖の生産者並びに三温という精製糖の業者を維持するために砂糖消費税が下げられないのだ、こういうことが実は問題として提起をされておるわけであります。ところがいま日本で二百数十万トンの砂糖がそれほど消費をされておると思っておりますけれども、わずか一%内外のもののために国民全体が、それがもし可能なら

十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員會議録第三号 昭和三十三年十二月十四日

ば十円の砂糖消費税の減税も可能であるという段階であるにもかかわらず、そういうことが行ない得ないということは、まことに私は国民の立場からすると遺憾だと感じるわけであります。昨日、農林政務次官並びに大蔵政務次官とも、国民に安い砂糖を食わせるという御答弁をいただいております。おそれく両大臣とも国民により安い砂糖を食わせることに反対だということなことはお考えになっていないと思うわけであります。

そこでこれから伺いをいたしたいことは、一体それではどうすれば砂糖消費税を、今回は五円でありましたけれども、今後さらに十円なり十五円なりを下げていくことができるかというこにになりますと、ただいまのわずかに一割内外の黒糖生産者及びその精製業者との関連において、その生産者を何らかの形で保護をいたしまして、補助金等をどういう形で出すか、それらは農林省、大蔵省において御検討いただければいい問題であります。そういう補助をするにによって、いまの十五円という税制上の恩典というものがなくなつたとしてもやつていけるような条件をつくる以外には、実はこれ以上砂糖消費税は減税できないということが明らかになつてまいつたわけであります。そこで私は昨日農林省側に伺ひては、農林省はそれらのものについては要求をしていないということが明らかになりました。要求がされておきませんとどういうことが起こるかといえ、今後砂糖消費税については、今度の五円以上は絶対に下げられないと

いうことがコンクリートされてしまふわけであります。私はこの前の通常国会においてこの問題が出ましたとき以来、御承知のように当委員会でもたびたび議論をしてまいりましたけれども、日本の県民所得の中の最低は、御承知のように鹿児島県であります。その鹿児島県の中にいりても、この黒糖生産者というのは、さらに最も県民所得の低い人たちだと考えますから、やはり国民の一人としてこの人たちが今後ともやつていけるような条件を考へることは、当然国としての責任があると思ひます。そこでその人たちが成り立つような条件を前提につくつていただひておくらば、これはあと砂糖消費税は、たとへば自然増収が非常にふえてきて、さらに物価が上がつてきた、これではどうも国民に申しわけがないから、さらにもう十円を下げましようということができる条件ができてくるわけでありますけれども、いまのままで予算要求なしにいきますならば、今後永久に高い砂糖を国民は食ふなければならぬということになつてくるわけですから、推移いかんによつて少しは差があるでありますが、ここでそういう条件になつてくるわけであります。

そこでまず私は農林大臣にひとつ伺ひをいたしたいのは、農林大臣は、国民に安い砂糖を食へさせたいと真剣に考へておられるかどうか、もし真剣に考へておられるとすれば、当面砂糖を安くするためにできることは、私は、国が消費税を減税することが適当だと思ひますので、今後とも砂糖消費税についての減税を推進していく意思が、おありかどうか、もしそれを今後とも推進をされる意思があるとするならば、その前提条件となるものの黒糖生産者に対する何らかの予算的措置を要求していただく御意思があるかどうか、この三点をひとつまず伺ひをいたしたいわけでございます。

ちよつとそのお答えの前に申し上げておきますが、もし農林大臣のほうでそういう予算措置をこれから御要求をいたされましたときには、大蔵大臣としては、同じように国民に安い砂糖を食へさせるような御意思があるかどうかさらにより安い砂糖を、さらに、そういうことになりますと、今後財政その他の条件を勘案をしながら、物価高騰とにらみ合わせて砂糖消費税をさらに減税をするという意思があるかどうか、減税をするときには、いまの予算要求が農林省から出されておるならば、本年度予算においてこの農林省の要求を認める意思があるかどうか、この三点をあわせて伺ひをすることにいたしたいと思ひますので、それをお含みの上で、ひとつお答えをお願いいたします。こういうふうに考へるわけでございます。

○赤城國務大臣 物価問題として砂糖の値段を下げたいということにつきましては、私も強くそれは考へておるわけであります。その手段として、消費税の問題でございますが、現在の消費税五円を引き下げる、こういう場合には黒糖関係の問題でございますが、五円ですと黒糖への影響はないというふうに考へておられますが、五円以上大幅に引き下げる場合につきましては、黒糖ばかりでなく、その他の甘味資源への影響というふうなことも慎重に検討いたしまして、必要があるということ

であります。その前提条件となるものの黒糖生産者に対する何らかの予算的措置を要求していただく御意思があるかどうか、この三点をひとつまず伺ひをいたしたいわけでございます。

また、消費税の軽減の問題は、いまもお尋ねの中にありましたが、税収入として相当の関連も多いのでございまして、ここにも出席しておりますが、大蔵大臣、大蔵当局とも相当協議の上でないとは、これは実現はできない、こう思つております。砂糖価格の引き下げということにつきましては、私は異議のあるところが非常にけつこうなことではございますが、これを消費税でやつていくという場合における問題といたしまして、黒糖以外の他の甘味資源との関連ということもなお検討する余裕を与えていただきませんと、結論がまだ出ません。必要があれば予算措置を講ずるような方向へ進めたいと思ひます。今度は大蔵省との関係がございまして、そういうことでございまして、大蔵当局となお協議をいたさなければなりません。そういう考へ方ではないと思ひます。

○田中國務大臣 砂糖をできるだけ安く国民に使つていただくという問題に對しては、基本的にはそのとおりでございます。また幾分までもそういうことが実現できますために本案を提出御審議を願つておるわけでございます。この砂糖消費税を五円引き下げるといふ問題の経緯は、御存じのとおり、国内糖の基準も三セント五十くらいで大体何とかなるといつておりましたものが、キューバ事件を契機にしまして、十二

セントまで上がり、現在でも二十セントを上下しておる。こういう特殊な事情に基づきまして、ことしの初めからこの問題に對して御議論を願ひ、当初には関税五円引き下げ、それから消費税五円引き下げという両案をお願いをしておつたわけでありましたが、両回国会のついでで成立を見ませんでしたので、その後の情勢に對処しまして、関税の問題は国内糖保護という面から非常に大きな異論がありますので、関税はさておきまして、原案どおり消費税の五円引き下げということをお願いしておるわけであります。これは平年度約八十二億円の減収でありまして、五円ばかり引き下げてもたいした糖価の引き下げにはならないといひます。が、財政当局からいいますと、非常に大きな問題であります。しかしこの八十二億という減収額というものにこだわつて五円というのではございせん。いまの黒糖再生産の問題がありまして、このような状況でお願いをしておるわけであります。特にいまあなたが言われるように、それでは黒糖の生産農民に對して補助金を出したり、輸送費を補助したりすればいいやないか、こういうのですが、黒糖は御承知のとおり奄美大島がその最も大きな産地でありまして、奄美大島につきましては、大蔵省も過去におきまして奄美大島復興計画というのをつくりまして、一部は十分の十、ここらでも十分の九というふうな高率の国庫負担をしてやつておるわけでありまして、しかも甘味糖という問題で、地元で非常に熱心にやつておられますので、これらに對して相當の育成を見ておりますので、現在の段階において黒糖とい

でありますならば、私は予算措置を講ずる方向へ進めていきたいと思ひます。が、他の甘味資源への影響等もお検討してみ必要がある、こういうふうな考へております。

また、消費税の軽減の問題は、いまもお尋ねの中にありましたが、税収入として相当の関連も多いのでございまして、ここにも出席しておりますが、大蔵大臣、大蔵当局とも相当協議の上でないとは、これは実現はできない、こう思つております。砂糖価格の引き下げということにつきましては、私は異議のあるところが非常にけつこうなことではございますが、これを消費税でやつていくという場合における問題といたしまして、黒糖以外の他の甘味資源との関連ということもなお検討する余裕を与えていただきませんと、結論がまだ出ません。必要があれば予算措置を講ずるような方向へ進めたいと思ひます。今度は大蔵省との関係がございまして、そういうことでございまして、大蔵当局となお協議をいたさなければなりません。そういう考へ方ではないと思ひます。

○田中國務大臣 砂糖をできるだけ安く国民に使つていただくという問題に對しては、基本的にはそのとおりでございます。また幾分までもそういうことが実現できますために本案を提出御審議を願つておるわけでございます。この砂糖消費税を五円引き下げるといふ問題の経緯は、御存じのとおり、国内糖の基準も三セント五十くらいで大体何とかなるといつておりましたものが、キューバ事件を契機にしまして、十二

セントまで上がり、現在でも二十セントを上下しておる。こういう特殊な事情に基づきまして、ことしの初めからこの問題に對して御議論を願ひ、当初には関税五円引き下げ、それから消費税五円引き下げという両案をお願いをしておつたわけでありましたが、両回国会のついでで成立を見ませんでしたので、その後の情勢に對処しまして、関税の問題は国内糖保護という面から非常に大きな異論がありますので、関税はさておきまして、原案どおり消費税の五円引き下げということをお願いしておるわけであります。これは平年度約八十二億円の減収でありまして、五円ばかり引き下げてもたいした糖価の引き下げにはならないといひます。が、財政当局からいいますと、非常に大きな問題であります。しかしこの八十二億という減収額というものにこだわつて五円というのではございせん。いまの黒糖再生産の問題がありまして、このような状況でお願いをしておるわけであります。特にいまあなたが言われるように、それでは黒糖の生産農民に對して補助金を出したり、輸送費を補助したりすればいいやないか、こういうのですが、黒糖は御承知のとおり奄美大島がその最も大きな産地でありまして、奄美大島につきましては、大蔵省も過去におきまして奄美大島復興計画というのをつくりまして、一部は十分の十、ここらでも十分の九というふうな高率の国庫負担をしてやつておるわけでありまして、しかも甘味糖という問題で、地元で非常に熱心にやつておられますので、これらに對して相當の育成を見ておりますので、現在の段階において黒糖とい

でありますならば、私は予算措置を講ずる方向へ進めていきたいと思ひます。が、他の甘味資源への影響等もお検討してみ必要がある、こういうふうな考へております。

セントまで上がり、現在でも二十セントを上下しておる。こういう特殊な事情に基づきまして、ことしの初めからこの問題に對して御議論を願ひ、当初には関税五円引き下げ、それから消費税五円引き下げという両案をお願いをしておつたわけでありましたが、両回国会のついでで成立を見ませんでしたので、その後の情勢に對処しまして、関税の問題は国内糖保護という面から非常に大きな異論がありますので、関税はさておきまして、原案どおり消費税の五円引き下げということをお願いしておるわけであります。これは平年度約八十二億円の減収でありまして、五円ばかり引き下げてもたいした糖価の引き下げにはならないといひます。が、財政当局からいいますと、非常に大きな問題であります。しかしこの八十二億という減収額というものにこだわつて五円というのではございせん。いまの黒糖再生産の問題がありまして、このような状況でお願いをしておるわけであります。特にいまあなたが言われるように、それでは黒糖の生産農民に對して補助金を出したり、輸送費を補助したりすればいいやないか、こういうのですが、黒糖は御承知のとおり奄美大島がその最も大きな産地でありまして、奄美大島につきましては、大蔵省も過去におきまして奄美大島復興計画というのをつくりまして、一部は十分の十、ここらでも十分の九というふうな高率の国庫負担をしてやつておるわけでありまして、しかも甘味糖という問題で、地元で非常に熱心にやつておられますので、これらに對して相當の育成を見ておりますので、現在の段階において黒糖とい

でありますならば、私は予算措置を講ずる方向へ進めていきたいと思ひます。が、他の甘味資源への影響等もお検討してみ必要がある、こういうふうな考へております。

また、消費税の軽減の問題は、いまもお尋ねの中にありましたが、税収入として相当の関連も多いのでございまして、ここにも出席しておりますが、大蔵大臣、大蔵当局とも相当協議の上でないとは、これは実現はできない、こう思つております。砂糖価格の引き下げということにつきましては、私は異議のあるところが非常にけつこうなことではございますが、これを消費税でやつていくという場合における問題といたしまして、黒糖以外の他の甘味資源との関連ということもなお検討する余裕を与えていただきませんと、結論がまだ出ません。必要があれば予算措置を講ずるような方向へ進めたいと思ひます。今度は大蔵省との関係がございまして、そういうことでございまして、大蔵当局となお協議をいたさなければなりません。そういう考へ方ではないと思ひます。

○田中國務大臣 砂糖をできるだけ安く国民に使つていただくという問題に對しては、基本的にはそのとおりでございます。また幾分までもそういうことが実現できますために本案を提出御審議を願つておるわけでございます。この砂糖消費税を五円引き下げるといふ問題の経緯は、御存じのとおり、国内糖の基準も三セント五十くらいで大体何とかなるといつておりましたものが、キューバ事件を契機にしまして、十二

セントまで上がり、現在でも二十セントを上下しておる。こういう特殊な事情に基づきまして、ことしの初めからこの問題に對して御議論を願ひ、当初には関税五円引き下げ、それから消費税五円引き下げという両案をお願いをしておつたわけでありましたが、両回国会のついでで成立を見ませんでしたので、その後の情勢に對処しまして、関税の問題は国内糖保護という面から非常に大きな異論がありますので、関税はさておきまして、原案どおり消費税の五円引き下げということをお願いしておるわけであります。これは平年度約八十二億円の減収でありまして、五円ばかり引き下げてもたいした糖価の引き下げにはならないといひます。が、財政当局からいいますと、非常に大きな問題であります。しかしこの八十二億という減収額というものにこだわつて五円というのではございせん。いまの黒糖再生産の問題がありまして、このような状況でお願いをしておるわけであります。特にいまあなたが言われるように、それでは黒糖の生産農民に對して補助金を出したり、輸送費を補助したりすればいいやないか、こういうのですが、黒糖は御承知のとおり奄美大島がその最も大きな産地でありまして、奄美大島につきましては、大蔵省も過去におきまして奄美大島復興計画というのをつくりまして、一部は十分の十、ここらでも十分の九というふうな高率の国庫負担をしてやつておるわけでありまして、しかも甘味糖という問題で、地元で非常に熱心にやつておられますので、これらに對して相當の育成を見ておりますので、現在の段階において黒糖とい

うものに対して別な面から補助等を行なうことによつて、消費税、関税をはずすといふことがますます片づけられないといふ問題があります。もう一つはこの国際糖価というものは非常に動きますから、いま非常に価格の動きが激しいのでありますからこれらとの関連も見合ひながら慎重に検討をしていかなければならないといふことであります。前回の国会にお出しをいたしました補正予算案を厳守をしたといふことも、わずかに十億余であります。一日も早く誠意を持って国民消費の糖価を引き下げていきたいといふ微意をあらわしてこうして御審議をお願いしておるわけです。

○堀委員 いまのお話では、私全然納得できません。というのは、まづいまの大蔵大臣もお話しになった中で、私は奄美大島の砂糖の問題を論じておるのじゃないのです。奄美大島はなるほど非常に補助をされていいでしょうが、鹿児島県の奄美大島に近い島があるわけですね。ここは全然そういうことが行なわれてないでしよう。いま黒糖の特に一番大きな問題は、これらの諸島に住んでおる住民の問題なんです。だからあなたは奄美大島の話なんというのはいささか方向でものを言っているわけで、実は答弁になつてないんですよ。そこでこれは大蔵大臣、こういうことになつてゐるわけですよ。きのう園芸局長のほうと話をしたときには、大蔵省が十円減税をしたいといふことになつたら五円をやはり何とか生産者の方面に見なせやならぬといふ問題が起きますから、それじゃその五円分の予算要求といふことになつて、しかし大蔵省が五円しか減税して

ないときに残りの一体幾ら減税するかわからぬ分の補助金を組めない、補助金といふか何といふか、それをカバーするものは要求できないとくるわけでしょう。そうすると今度は大蔵省側に言わせれば、そういうことができてない限りは減税は五円しかできない。両方ができないでできないといふことになつて、言ふなれば一つの積みたになつてゐるわけですから、どこかで環を切らない限り砂糖消費税は今後永久に五円より下へ下げられないのです。しかし皆さん考えたらわかるように、私きのうここでも論議をしましたが、同じような海外の砂糖に依存してゐるイギリスは、日本の砂糖の半分なんです。小売り価格は同じように消費量も向こうは非常にばく大なんです。われわれのほうはずかしく消費してない。イギリスに対して三分の一くらいしか消費してないにもかかわらず、倍の砂糖を食ふさせられておるといふ日本国民の立場から考えてみれば、私は政府当局がそんな阿方からのなすり合ひではなくて、どこで環を切るかといふことをやるだけの誠意と勇気がなければ、こんな砂糖消費税の提案なんかやめてもらいたいと思ふのですよ。だからどこで切るのか、ひとつ私は大臣に答えてもらいたいと思ひます。

○田中園芸大臣 ちよつとはんばでも砂糖消費税を下げようなんて考へておりません。あなたと同じ考へ方でもつてもう三国会を通じて誠意を持ってやつておるわけでありまして、しかしいま例に出されたイギリスの問題、確かに日本の砂糖消費の価格が非常に高いといふことが言われておりますし、われわれも認めておりますが、

イギリスの戦後の砂糖消費税の問題と日本とそのまま比べるわけにいかないのです。これは御承知のとおりイギリスの植民地が非常に大きく独立をしたといふような戦後の事情がありますけれども、植民地時代に投資をした問題もありまして、またかつての植民地がいまの英帝国連邦といふことになつておりますので、日本のように国際糖価にそのまま影響されるというやうな状態にはないものであります。これはまあ基本的な前提条件も相当違ふといふことは一つあると思ひます。いずれにしても砂糖消費税が非常に高いから何とかしなければならぬといふお説は私も承知しておりますので、できるだけ引き下げようといふので、いまの段階において五円といふと、糖価が百九十円もしてゐるのに五円ばかり下げてどうなるかといひますが、私たちが初め御審議をいただいたときは、いまよりも相当前の話でありますし、ずっと継続審議していただきたといふのが国会の解散等で廃案になつて、今日また再提出になつたといふ事情もあるといふことをひとつお考へいただきたと思ひます。もう一つは、国際糖価の事情がありますので、現在その環を切る、切らなければならぬ、また切るに前向きでやらなければならぬといひながら、国際糖価の動きが非常に激しいといふ問題が一つありますし、もう一つは、先は申し上げませんでした、黒糖といふものは、われわれはいなかの出身ですから黒糖に対しては郷愁がありますけれども、現在黒糖の需要といふものは年々減つてゐるわけでありまして、これを精製糖に振り向けなければならぬといふやうな方向でおり

ますが、これをいまの状態ですぐ補助金を出したり、いろいろなことをするといふことになりまして、現状の生産農民の姿のままで温存をするといふ問題も出てくるわけでありまして、でありますから、大きな意味からいってこれら一体どういふ方向で進めなければならぬかといふ問題も国内産業の立場から検討をしなければならぬ問題があるわけでありまして、それらの問題、諸般の情勢を勘案しながら現行法で許す最大限の減税五円といふことで御審議を願つておるわけでありまして、これだけで停滯をしておるといふ考へではございません。農林大臣もいま申されたとおり両省で十分検討しながらこの問題をどこで大幅に解決するかといふ問題に対しては真剣に検討しておることを御了解願ひたいと思ひます。

○堀委員 どうも御答弁が何か外側をぐるぐる歩いてゐますね。国際糖価、国際価格と言われますが、砂糖消費税と国際価格といふのは一体どういふ関係があるのでしょうか。砂糖消費税は国際価格はどうあるうとなかろうと下れば安くなるというわけじゃないのですか、そうでしよう。国際価格と国内消費税との間に私は何ら関係がないと思ふのです。だから政府のほうは安く砂糖を食わせるために、最も確かなのは、砂糖消費税を下げればそれは下がる。それは国際価格が幾らになつたつて同じことなんですよ。いまお話の五円といふのはメリットが大きかったけれども、百九十円になつたらメリットが小さくなつたからとか、私はそんなことを言つてゐるのじゃない。百七

十円にしたつて、五円なんて。あなた方は十円しかとつてないから、その中の五円下げたといふなら私はわかりますよ。二十一円とつてゐるのじゃないですか。二十一円とつてゐる中で、なぜ五円しか下げられないのかといふところで私は問題を出しているのですから、ですから、ここで私がはつきり伺ひたいのは、砂糖消費税を下げる意思があるかないかだけ、ちよつと先に伺ひましょう。

○田中園芸大臣 できるだけ引き下げていく方向で検討いたしております。○堀委員 できるだけ引き下げるためにはいまのネックがあるでしょう。そのネックが、それでは大蔵省のほうに先にもう一回今度減税案を出して、それに基つて予算要求するといふなら、来年度になりますね。どつちにしたつて昭和四十年にならなければ少くとも話は前へ進まない。昭和三十九年度は、さらにも砂糖が高くなつたとしても、砂糖消費税には触れられないといふことになりまして、だからいま私がここで申し上げておることは、いまの對象になつておる黒糖生産農民といふのはたくさんあるのじゃないですよ。鹿児島県の南部の諸島のほうにおるだけであつて、県民所得が鹿児島県といふのは日本で一番低いといふことを申し上げましたね。その中でさらにもうちよつと低いのは、その諸島におられる人々たちなんです。その人たちのことを考へれば、ここで農林省のほうでその合理化のための手段と同時に入つておいて、予算要求がされて、あなた方が認めたとするならば、あと砂糖消費税をいつ下げないかと

言いません。いろいろな財政収入その他の関係で、いつでも下げられる前提条件をつくつてもいいというのが私の願いなんです。ですから農林大臣どうですかね、ひとつ予算要求をしてください。できないですか。今度の三十九年度予算に黒糖をさらに五円なら五円、十円なら十円下げるためのいろいろの手だては皆さんの技術的な問題にまかせるとして、それをひとつやっていたらいい、それをやつた中で、あと甘味資源その他の問題に波及して、その甘味資源には私は関係ないと思うのです。その黒糖の人が助かるだけであつて、減税をするときに、それではあとの甘味資源をどうするかというのをそのときにまた考える。来年度すぐ十円減税しろと言つておけるのではないのです。前提条件をつくるために農林省側として予算要求に踏み切つてもいい。そうしてあなたのほうでひとつ十円なら十円、めどで予算要求を出しますと言つていただければ、大蔵大臣、出たのは認めてください。大蔵大臣がよろしいと言へば、この話はこれで円満にいくのです。それを言わない限り、これはちよつときよう簡単にいかなくなりません。率直に申し上げて、私はあなたの方から少なくともひとつと前向きに誠意のある答弁があると期待したから今日ここに立つてゐるけれども、いままでの話では、何のことはない。ただ政府の案をのみなさい、そのうちに何とかしましょうなどという時限も切らなければ、具体的な行動も何ら起こされなくて、このままするわけにはいかぬのです。

○田中中国務大臣 奄美大島だけの話を

しましたらおしかりを受けましたが、三十八年度の予算でも、西南諸島、奄美大島を除く鹿児島島の甘味糖対策としてトラック、耕転機購入費補助等土壌改良費として千六百万円の補助をいたしております。

○赤城國務大臣 私のほうにいたしましては、先ほど申し上げましたように、消費税をなお下げてほしいのですけれども、そのことによる影響です。他の甘味資源その他の影響、黒糖も下げつばなしというわけにいきませんから、いろいろ補助等もしなければならい。それから、そういう関連を考えますと、他の甘味資源との関連をよく調べた上であります。これだけで予算要求をいま追加してするというわけにはちよつときようではないと思ひます。そういうことですから、先ほど申し上げまして回りくどいようでございますが、他の甘味資源との関連を考えた上で要求するならば財政措置を要求いたします。いますぐというわけにはちよつときよういかぬです。

なお念のためでもございせんが、甘味生産の補助の面につきましては、三十八年度予算では四千六百万円でございまして、三十九年度では七千八百万円の要求をして、この方面の対策をさらに進めていこう、こういうふう

にいたしておる次第でございます。○堀委員 いまのお話でその他の甘味資源との関係があるからどうしてもできないというところになると、これはやはりその他の甘味資源の法案等がちゃんと審議をされて、その結論が明らかにならない限り、それは非常に無責任なことになって、これはもうこゝ一年も二年もたな上げになつてしまつてい

うことになると思うのです。だから私が申し上げたいことは、政府にほんとうに誠意があるなら、やはりやることをやつてもらいたい。何か農林委員会に甘味資源の法案は付託されたようですけれども、これも簡単にやないというところのようですから、そこでひとつお願いをしたいのですけれども、それは農林大臣、来年度中に補正予算等が行なわれる場合には、最低、少なくとも今後砂糖消費税をもう十円下げるといふことのために必要な甘味資源全般に対する予算要求を、次の補正予算が行なわれるときには必ずやつていただくというところにお答えがいただけるでしょうか。

○赤城國務大臣 いまの最低十円というようなことをお約束はできませんけれども、他の甘味資源との関係で消費税の引き下げをなお必要とする事態が起きますならば、私のほうで大蔵省のほうに要求をいたしたいと思ひます。

○堀委員 いま補正予算について十円とは言へないけれども、下げるためにひとつ甘味資源等について予算を要求したい、こういうような農林大臣のお答えですが、そういう要求が出たときに、大蔵省はやつてくれますか。

○田中中国務大臣 仮定の問題でありまして、農林大臣のお答えのとおり、出ましたら両省で十分検討して適切な措置をしたいと思ひます。

○堀委員 それでは最後に大蔵省側に伺いますが、来年度中に砂糖消費税をもう一回下げることを約束してくれるかどうか。

○田中中国務大臣 何ぶん来年度は、御承知のとおり平年度二千億以上の大きな減税を考えておりますので、やはり減税に対しては何を重点的にすることによつて国民生活によりプラスになるかという問題がありますので、いまの段階において来年度下げますというふうにはお答えできないと思ひます。

○山中委員長 春日一幸君。

○春日委員 私は砂糖にかけられております税金の問題は、砂糖消費税と、さらに倍近い実額を課しております関税と、両方の問題で処理しなければ根本的な解決ははかり得ないと思ひます。

昨日来論じていることですが、両大臣御記憶のとおり、糖価を引き下げる必要があると政府は考えて、この春の通常国会に關稅五円、消費稅五円、合せて十円の値下げに關する法律案を提出してまいりました。私はこの際伺ひますが、日本はしせん来年上半年においてIMFに加盟しなければならぬ、八条国にも移行しなければならぬ、かつは國際經濟の自由化の動向にかんがみまして、將來この關稅に關しても相當の施策を講じていかなければならぬと思ひます。このように國際經濟情勢の中にある日本として、この砂糖に關する關稅の定率は、將來引き下げていかなければならぬ動向にあると思ひます。それとも相対將來長期にわたつて現行定率を維持することが可能であると考えておるか。この点が質問のうちのイの質問。

ロの質問は、だとすれば、この春の国会で關稅について五円の引き下げを行なつたけれども、昨日来事務當局が釈明しておるところによりましますと、この原糖の國際相場というものが変動が激しいので、その動向を見きわめなければならぬ。したがつて將來關稅政策というものはその見きわめの上に立つて処理をしたいという考えである、よつて今回これを春の国会とは違つて提案をしなかつたと言つておるのであるが、ところが、いま堀君との質問において明らかにしたことが、砂糖消費税においてはロック・ポトンが黒砂糖によつてささえられて、結局はこれ以上引き下げるのができないとすれば、当面糖価の中に占める税金を軽減することによつて糖価の軽減をはかることとすれば、關稅に手をつけなければならぬ、ゆゑにこの春の国会においても關稅五円の値下げを出してきただんですね。だとすれば、その關稅に對する基本的政策をあわせ判斷してこの際にも五円下げるといふことが、砂糖に關する將來の關稅政策の中において將來何らかの障害になると思ひうのであるのかどうか、これが質問のロでございます。

それから質問のハは、考えてみなければならぬことは、今日、糖価の中に占めておる税金の割合というものはざつと四〇%と押えましようか、酒、こういう嗜好品と同列である。砂糖は酒みたいなものでもない、たばこみたいなものでもない、これは生活必需品で、むしろ米、麦、塩、これに次ぐところの第一義的な生活必需品なんだ。このような生活必需品を酒やたばこと同類に扱つておるといふことは間違ひであるとは考えられませんか。これが質問のハ。

それから質問のニは、もう一つ物品税という間接税の中において判斷をしてみれば、ざつとこれは一五%に

当たる。他の一五%の物品税率というものは電気冷蔵庫、それから、言うならば貴金属。砂糖みたいな生活必需品に貴金属並みの物品税を課しておるということが不当なことだとは考えられないか。大なる間違ひであつたとは考えないか。

だとすれば、今度は質問のホになるのだが、これについては何らかの改正をしなければならぬ。政府の総合的な改正で砂糖の消費価格というものを国際水準に低めていく必要があるであらうし、特にまた物価高をこつ国民のために、これは政府並びに国会の責任において処理されなければならぬ。問題は単に砂糖の生産業者の立場に立つて——もとよりそれらの生産業者の立場も保護しなければならぬことは論を待たないけれども、このようなものは国全体の経済政策として、かつはまた全国民、消費者の立場においてこの問題は総合的な政策に断固踏み切つてしかるべき問題である。こういうような立場から判断をすれば、この砂糖の消費価格というものをうんと引き下げることに、政府はこの際抜本塞源の解決をはかなければならぬが、少なくとも大衆政治家と自称されておる田中大蔵大臣、それからまた高徳の人といわれている赤城農林大臣、この両者において相当の抱負経緯というものがなければならぬ。両者のこれに対する経緯は何であるか、その具体的政策の片鱗でもいいから、ここに信念のほどを明らかにされたい。

な、こんな政治というものは許されるものではない。子供のおやつから四〇%の税金を収奪するなんというようなことは、天にも地にも、みずからにも恥じることである。これは国会議員が猛反省をして——いままでも政治的盲点であつた、政治的死角にあつたと思うのです。いま幸いにこの問題は国民世論の中において、国会においても正式に取り上げられるとするならば、この際根本的に何らかの施策を講じなければならぬ。そうしなければ、文明国として世界にも恥ずかしい、全くみずからも恥じる。これらの諸問題について両大臣からそれぞれ具体的に明確に述べを願いたい。最も重要なことは砂糖消費税だけでこの問題を論ずべきではない。砂糖消費税は一五%のものであり、関税はかれこれ二五%のものである。関税と総合的な立場においてこの問題は消費者の消費価格をうんと低める、少なくとも国際水準にこれを押えていく。このことのために必要な施策というものがなければならぬ。ないはずはないと思う。やるべきであると思つておるが、いまやつておらぬが、どういう考えであるか。私はイロハニホと、一問の質問しか許されぬと言ふから項目別にお尋ねいたしました。各項目について、お答え願います。

○田中大臣 時間がございませんで、イロハニホをまとめてお答えいたします。

消費税の問題については先ほど基本的な考え方を申し述べました。

関税の問題であります。関税に対しては確かにいろいろな問題がありまして、五円引き下げるといふことを現在提出を差しとめておる理由は二つであります。その一つは、国内糖の保護という意味で関税を下げることによつて国内糖が生産を阻害されたり、これが育成に障害になつてはならないという強い示唆に基づくものが一つの原因であります。もう一つの問題は、御承知のとおり国際的にもガットの場において一括関税引き下げの交渉が行なわれておりますし、しかも来年の五月四日を契機にしてこの問題に決着をつけたい、こういうことになつておるわけでありまして。

そこで一番問題になるのは、私があえて蛇足を申し上げなくても明敏な春日さんおわかりだと思ひますが、一番最後に残るものは第一次産品、いわゆる農業関係製品の関税率の問題になるわけでありまして。そういう問題もありまして、現在の状態において関税を五円引き下げるといふような問題を処理することが日本のためにいいのか悪いのかという高度の立場における判断も必要なわけでありまして。そういう意味において、今日の段階においては関税五円は引き下げない、こういう結論になつたわけでありまして、しかしこれは先ほどから申し上げておりますとおり、関税交渉がもうすでにやられておりますので、これらの中において引き下げられる方向で結論を出さざるを得ない、こういうことであります。

○赤城農林大臣 御趣旨はまことにございませんでございますが、関税は全体としてはやはりいま大蔵大臣が申し上げましたように下げるといふか、下がると思ひますか、そういう方向にあると思ひます。この砂糖の問題で関税でいくか、消費税でいくかというところでございますが、現段階において

はやはり消費税のほうでできるだけ下げていくというのが適當であらう、こういうふうな考へておるわけでございます。しかしいづれにしても消費者行政に私も非常にタッチしております、生産者のほうにも深い関係があるわけでございますので、甘味資源全体として関税のほうに手を触れるかあるいはむしろ消費税のほうに手を触れて価格を下げていくような方向にいくかといふようなことも一そう検討してみたいと思ひます。先ほど堀さんに申し上げましたように、いまの段階では消費税が下げられるというふうな、他の甘味資源との関係が出てまいります。すなわち、私どものほうでいたしましてはそのほうで手をつけていきたい、こういうふうな考へておりますけれども、関税の方面につきましてもよく検討したいと思つております。

○春日委員 それはいま大蔵大臣も述べられておりますとおり、現に関税の一括引き下げ交渉というものが行なわれておる。しよせんは相当下げなければならぬ、この方向にあるわけですね。だとすればこの春、政府の態度というものは、とにかくも砂糖値段の高騰にかなりがみ、応急施策としてそういう動向にしよせんあることは念頭にあるけれども、しかしとりあえず五円下げておく。五円下げるといふことは、將來大きく下げることの障害にならざるという判断のもとに五円下げる法案を出したのでございませう。しかるにその後の砂糖の値段というものがどんどん高まつておるのだから、したがって当初あなた方がこの春に関税において五円、消費税において五円と、両方減税案を出されてきたその態

度というものは、今次国会においても国民の要望にこたえて国の施策としても、国会の施策を貫くためにも、あわせて減税案というものを提出されてしやるべきものである。あえてそのことをなさざりし理由は何か、よく国民のわかるように御答弁を願ひたい。

○赤城農林大臣 いま国内におきましても、てん菜糖等の問題がなかなかうまくいってないと申しますか、奨励をいたしておりましたも、思うようにはいつてない面が相當あるのでございまして。そういう面との勘案で消費税のほうで切りをつける、こういうふうな考へ方をいま前とは変えたわけですね。ただその額が何とて前との関税と消費税と合わせた十円、半分ということでございますから、私どもも満足はいたしております。いたしておりました、もう少し事情を調査した上においてお答えしたいと思ひます。

○春日委員 いま農林大臣は、ビートの生産業者ももうまくいってないの、そのこともおもんばかつて云々と述べられておりますけれども、しかし現実には必ずしも大臣がおっしゃつたような状態ではないと思ふ。たとえば、国際糖価が上がつておるのだから、したがってビートの諸君はそれだけ恵まれた立場にあると思ふのです。將來あるいは値下がりがあるかもしれない。そのことはおもんばかなければならぬけれども、私の質問の要点は、関税引き下げ一括交渉が行なわれており、將來第一次生産といへども値下げせなければならぬのであるから、したがって、いま関税のほうで五円くらい下げたおいて、砂糖消費税も五円下げる。この春の議案のように関税の

ほうで五円下げても、そのことはビート業者に對しても別途保護政策も講じられることでもあるんだから、また將來第一次生産物については相当値下げをしなければならぬ、そういう國際的經濟情勢の中に日本は置かれておりますから、そのことが後日の障害にならないと思うが、今回あえてそういう値下げを行なわなかったことは不当である、なぜそれを行なわなかったのか、國民が納得できるように答弁してくれ、こう申し上げておるのです。

ビートはいまは困つておるといつたところで、砂糖の値上りがあるんだから当然そう困つていない。將來、困ることがあるかもしれないが、困ることも含めて、なおかつ値下げしなければならぬという國際的情勢に日本は立たされてゐるのだ。だからそういう認識の上に立つて、この確信の上に立つて、この春あなた方はあの西減税法案を出してきたのではないか。本日片一方だけとて、片一方だけ取りやめた積極的な理由がわからない。これをわかるように説明してくれ、こういう質問です。

これは栽培方面がうまくいつておりません。作付の面等においてまだ十分よくいつていません。そういう面におきましてそういう方面の奨励といふか、通關等も出してありますけれども、こういう面の補助もなおふやさなければならぬという事態なども出てゐるが、これは財政当局の考え方もございまして、そういう面にも支出しなければならぬ。あるいはまた、財政の収入減と關稅等による収入減と、こういう問題もあります。これは財政上の問題でございまして、そういう面もありまして、実は關稅は、お話のやうに当然下がる傾向にあるし、引き下げなければならぬ事態がくると思ひますが、いまそれに手をつけるかどうかといふことにつきましてはさらに検討を要する、こういう考え方で消費稅のほうだけということにいたしましたわけでございます。

なお、価格の動揺等につきまして御説明の必要がありましますならば食糧庁長官から申し上げます。

○春日委員 そのような諸情勢は、当然第四十三通常国会、ことしのことで、すから、当然あなた方はさまざまな推測、判断の上に立つて結論を得られたものが、關稅においても五円、それから消費稅においても五円、少なくともあの當時の相場ですら十円下げなければならぬという確信の上に立つて出されておる。そのような諸情勢のこととはこの春からすでにわかつておることです。作付の困難、これは突然困難になつたんじゃない。これは伝統的にてん菜糖の作付が困難であることは、農林大臣ベテランとして御存じないはずがない。にもかかわらず今回出してない

ということとは、ただ一部の猛反対によつて、國民のためになすべかりし公正なる國の政策がゆがめられておるといふことで、まことに遺憾にたえませぬ。のみならず、私が第一問の中で質問をいたしておりました、この米麦に次ぐところの塩と一緒に扱われてしかるべき砂糖が、たばこや酒と同じような嗜好品扱いをされてゐることは不当なことだ。根本的に間違つておることです。しかも電気冷蔵庫や貴金屬のような高率の消費稅が課せられておることも、言うならば根本的な、政府並びにわれわれを含めて政治家のあらゆるやまちです。われわれはこの反省の上に立つて根本的な問題の解決をはからなければなりません。しかし、いま限られた時間の中でこれらの問題を論じておつても切がありませんから、私の質問はこれで終わりますが、政府においては、それよりいろいろな國際情勢、また物価の値下げを要請してやまない國民の聲にこたえるためにも、物価をとにかく抑制するという総合政策、というよりは砂糖そのものの本質的な評價、これは人間生存に必要な第一義的物資なのですから、そういうものにそんな大きな税金をかける不当性を十分判断されて、最もすみやかな機会に根本的な解決をされることを強く要望いたします、私の質問を終わります。

○赤城國務大臣 全く御趣旨、御意見同感でございますから、急速にいろいろな状態を検討いたしまして、御趣旨に沿うような方向に進めたいと考えております。

○赤城國務大臣 実は國際間の砂糖の問題は、國際的にもやましい問題で、価格の問題等については非常に不安定といひますか、動揺いたしておるのは御承知のとおりでございます。そういう關係から、前に關稅の五円引き下げ案を出しましたが、いま五円引き下げることがいかどうかといふことにつきましましてさらに検討を要する、こういうことで今回は差し控えたのでございまして、そういう面につきましましてはなお事務當局からお話し申し上げます。もう一つは、てん菜糖の問題、

これは栽培方面がうまくいつておりません。作付の面等においてまだ十分よくいつていません。そういう面におきましてそういう方面の奨励といふか、通關等も出してありますけれども、こういう面の補助もなおふやさなければならぬという事態なども出てゐるが、これは財政当局の考え方もございまして、そういう面にも支出しなければならぬ。あるいはまた、財政の収入減と關稅等による収入減と、こういう問題もあります。これは財政上の問題でございまして、そういう面もありまして、実は關稅は、お話のやうに当然下がる傾向にあるし、引き下げなければならぬ事態がくると思ひますが、いまそれに手をつけるかどうかといふことにつきましてはさらに検討を要する、こういう考え方で消費稅のほうだけということにいたしましたわけでございます。

なお、価格の動揺等につきまして御説明の必要がありましますならば食糧庁長官から申し上げます。

○春日委員 そのような諸情勢は、当然第四十三通常国会、ことしのことで、すから、当然あなた方はさまざまな推測、判断の上に立つて結論を得られたものが、關稅においても五円、それから消費稅においても五円、少なくともあの當時の相場ですら十円下げなければならぬという確信の上に立つて出されておる。そのような諸情勢のこととはこの春からすでにわかつておることです。作付の困難、これは突然困難になつたんじゃない。これは伝統的にてん菜糖の作付が困難であることは、農林大臣ベテランとして御存じないはずがない。にもかかわらず今回出してない

かかれても、この問題については十分御理解をいただいたことだと考えます。そこで、これらの黒糖生産者が今後いろいろな困難な条件の中で、さらによりよい条件が生まれるような諸方策については、ひとつ農林省當局で真剣に検討をしていただき、その方策の上に沿つて予算要求をしていただくといふことをお約束をお願いしたい、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

○赤城國務大臣 いままでにおきましても、御趣旨に沿うような方向で進めておつたのでございまして、なお一そ

ためには、砂糖消費税の撤廃を今後とも強く要求するものでありまして、これらのわずか五円の消費税の減税等によつて、この問題をこまかすようなことを断じて許すわけにはまいらないのであります。われわれはそのような意味で、国民の利益を守るためには、今後とも根気強く、さらに力強く砂糖消費税の撤廃のために努力を傾けていく考えでございますので、このような中途はんばな減税によつて、物価高を糊塗しようとする政府の方策に対しては、絶対了承することはできないのであります。

以上の趣旨をもつて反対討論いたします。

○山中委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私は民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました砂糖消費税の一部を改正する法律案に反対の意見を申し述べたいと思ひます。

簡単に理由を申し上げます。

第一は、砂糖は大衆生活に重大な關係を持つておるといふ点であります。これは先ほど来十分に論議し尽くされておりますように、砂糖は趣味、嗜好の酒やたばこに違ひまして、大衆生活に一番密接な關係のある必需品であります。しかも注目しなければならぬ点は、この砂糖は所得進捗度が高いといふことで大衆生活、ことに貧乏な大衆一般に、この砂糖が最も必要であるといふ点であります。その砂糖がイギリスの大体二倍、イタリーとその高いことを競争しておるといふような実情であります。しかもそれが最近におきましては、御指摘のありましたように、五十円も上がつて百九十円にも市

況がなつており、ますます上がるであらうといわれております。そういう重大な砂糖の値上りに対しまして、この改正案は、ほとんど何ものも解決し得ないといふ点が第一であります。

第二番目は、福祉国家の建設が叫ばれておる今日におきまして、経済的な弱者に対する政治あるいは行政の思いやりが、ことごとく不徹底であるといふ点で、この辺はもはや切りかえなければならぬ段階になつておると思ひます。中小企業や農村、これに對してもよくいわれるアフターケアであります。消費者はもと弱立場に立つておりますけれども、この消費者に對しましてのアフターケアを政府はやるうとしておりますけれども、第一に中小企業、農村と同じように、消費者に對しましてはアフターで、あとから世話をする、あとから注意をしようといふことでは、すべてが不徹底であります。しかもその注意のしかたが不十分であるといふ点においては、ますます問題になります。私も福祉国家建設の叫ばれておる今日の段階において、事は一砂糖消費税の問題でありまして、そこに政治の性格という問題があります。この辺で、福祉国家建設の一つの大きな課題でありまして経済的な弱者の立場に立つておる消費者を守る立場の、そういう政治、その消費者行政を強化して、画期的ななくふうをしなければならぬ段階であります。その点においても何ら寄与するところが無いといふのが第二の理由であります。

第三に、砂糖の値下げの問題につきましては、春の国会以来すでに論議されておりますように、消費税を下げる

こと、関税を下げること、甘味資源の対策を講ずること、この三つの政策は不可分、三位一体であります。そのどれを欠いても政策的な効果というものは、重大な支障を受けるわけでございますが、その中で、三つの対策の中のただ一つを抜き出して、五円の引き下げの案が出されておるわけでありまして、いろいろ論議の過程において、甘味資源の対策も出されてきたようでありまして、関税の問題についてはついに回答が出ないのであります。そこで、先ほど来御議論がありましたように春以来、特に国際情勢に重大な変化のない今日において、初め三つのものが一体として出されたものが、急遽一つ出してあるいはさらに二つを出して、結局のところ関税の問題には触れないでいこうといふことは、政策の一体性をそこなうものでありまして、政策的な効果というものをから考えても、全くその効果を期待することができないであらうと思ひます。また、国際的な相場場の動きといふことを当局としては理由の一つに教えられておるようでありまして、けれども、国際相場の動きといふことを理由にして、われわれの付帯的な、政策的な努力といふものを欠きますならば、今後あらゆる政策といふものは、国際情勢に引きずられてしまつて、自主的な努力、主体的な政策といふものの展開は、不可能になるであらうと思ひます。私も大きな見通しに立つて、春にやつたその三つの政策の一体性といふものをこの際破棄してはならないと思ひます。そういう意味でこの三つの、三位一体の政策の一つ、もしくは二つが出されて、肝心な関

税の問題が出されないといふことは非常に遺憾であります。特にそのために甘味資源の対策を出された場合には、関税との關係がますます矛盾がますます大きくなります。また、消費税を引き下げて関税のほうは引き下げないといふことも、税の性質からいってバランスを失つてしまひます。三位一体で、三つが一つになつておるものを一つ出し、あるいは二つ出して、関税の問題に触れないといふことによつて、この政策の総合的な効果、総合的な努力といふ点からははたしくそこなわれたといふ点において、私は第三の反対の理由を申し述べたいのであります。いわゆるこれが一部の業者の反対によつて、その肝心な関税の問題は触れないといふことになつたとすればもつてのほかであります。

最後に、物価問題に対する熱意の問題であります。今日、物価問題の重要性は一般によく理解されておりますけれども、その中で砂糖はその商品の特殊性、一般性から申しまして、砂糖が一体どうなるかといふことは、御承知のように国民全部が注目しておられます。したがっていましてこの砂糖消費税は、事一つの税金の問題でございますけれども、砂糖がどうなるか、砂糖の値下げに對して政府がどれだけの誠意と熱意を見せるかといふことは、物価問題全般に對する政府の決意といふことを、国民はこれをバロメーターとして、はかるであらうと思はれます。今日の物価高の中において砂糖が十円下げられなければならぬといふことは、もはや国民の常識であります。その意味において、百九十円のところに對しては、先ほど来

御議論のありましたように全くのこまかしでありまして、不徹底さわるものであります。私はそういう意味で、物価問題に對する熱意を示す意味におきまして、もう少し徹底的な、もう少し総合的な施策を講ずべきである。こういう不徹底なこまかし案では、かつて国民に政府の物価問題に對する熱意を疑わしめるだけであつて、物価問題の解決には逆効果しかないといふことを指摘しておきたいと思ひます。

以上の理由によつて、私は本改正案に反対するものであります。(拍手)

○山中委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて採決に入ります。

採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山中委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○山中委員長 次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

おはかりいたします。本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山中委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成等につき

ましては委員長に御一任願いたいと存
じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○山中委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さよう決しました。

次会は、来たる十七日午前十時より
理事会、十時三十分より委員会を開会
することとし、本日はこれにて散会い
たします。

午後一時二十三分散会

〔参照〕

農業共済再保険特別会計の歳入不
足をうめるための一般会計からの
繰入金に関する法律案（内閣提出
第七号）に関する報告書
砂糖消費税法の一部を改正する法
律案（内閣提出第八号）に関する
報告書

〔別冊附録に掲載〕